

四日市市上下水道局管理規程第14号

四日市市農業集落排水事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市農業集落排水事業会計規程の一部を改正する規程

四日市市農業集落排水事業会計規程（令和6年四日市市上下水道局管理規程第9号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(指定公金事務取扱者)</u></p> <p><u>第6条の3 管理者は、法第33条の2で</u> <u>準用する地方自治法第243条の2第</u> <u>1項の規定により管理者が指定した者</u> <u>(以下「指定公金事務取扱者」という。)</u> <u>に公金事務を委託させることができる。</u></p> <p><u>2 指定公金事務取扱者に公金事務を委</u> <u>託しようとするときは、企業出納員に協</u> <u>議しなければならない。</u></p> <p><u>3 管理者は、指定公金事務取扱者に公金</u> <u>事務を委託したときは、その旨を告示す</u> <u>るものとする。</u></p> <p><u>4 管理者は、指定公金事務取扱者につい</u> <u>て、定期及び臨時に公金事務の状況を検</u> <u>査しなければならない。</u></p> <p><u>5 法第33条の2で準用する地方自治</u> <u>法第243条の2の3第1項の規定に</u> <u>より指定公金事務取扱者の指定の取消</u> <u>しをしようとするときは、企業出納員に</u></p>	

協議しなければならない。

(追加〔令和6年上下水管規程14号〕)

(指定公金事務取扱者による公金の払込み等)

第22条の2 令第26条の4第2項で準用する地方自治法施行令第173条の2第2項で規定する指定公金事務取扱者(次項において「徴収収納事務受託者」という。)は、収入を徴収し、又は収入等を収納したときは、納入義務者に対し、領収書又はこれに代わるものを交付しなければならない。

2 徴収収納事務受託者は、その徴収した収入又はその収納した収入等を、その内容を示す計算書及び納入通知書又は納付書を添えて、企業出納員又は金融機関に払い込まなければならない。

(追加〔令和6年上下水管規程14号〕)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部経営企画課)